

## 地域産業を支える次世代アントレプレナーシップ育成業務委託仕様書

### 1 目的

我が国では、AI や IoT をはじめとする先端技術の急速な進展により社会構造が大きく変化し、多様かつ複雑な課題が顕在化している。こうした状況を背景に、各教科等の学びを基盤としながら多様な情報を統合し、自ら課題を発見・解決し、社会的価値の創造へと結び付けていく資質・能力の育成が重要な政策課題とされている。また、国においては、アントレプレナーシップ教育の推進や STEAM 教育の充実を通じて、これらの素養を備えた人材の裾野拡大を図る方向性が示されている。

一方、本県には地域経済を支える優良なものづくり企業が多数立地しており、これら企業が持続的に発展していくためには、理系的素養に加え、自ら課題を発見し、新たな価値を創出できるアントレプレナーシップを備えた人材の育成が不可欠である。しかしながら、我が国において体系的なアントレプレナーシップ教育を受ける学生の割合は約1%にとどまり、初等中等教育段階からの継続的な人材育成の仕組みは十分に確立されていない状況にある。

そのような中、本県には STEAM 教育に関する知見・実績を有する大学が立地しており、STEAM 教育とアントレプレナーシップ教育を担った独自性の高い教育プログラムを構築できる環境が整っている。

本業務は、大学や企業の最先端研究・技術等を活用し、児童・生徒が幼少期から STEAM 分野に触れ、探究心・創造性・課題解決力および起業家精神を育む教育を推進できる教員の育成プログラムを開発・実施・検証することを目的とする。あわせて、実施・検証・分析・改善のフィードバックサイクルを確立し、運営ノウハウおよび学術的知見を体系的に整理・発信することで、再現性を確保するとともに、地域の実情や産業構造に応じた柔軟な展開が可能な持続可能性の高い教育プログラムを構築する。

また、本事業は受託者が恒常的な運営主体となることを前提とするものではなく、教育プログラムの開発および提供を通じて実践の土壌と導入の契機を創出することに主眼を置く。その上で、教員の力量形成および実践ノウハウの標準化を図り、将来的には各学校および地域が主体的に継続運用できる自走型の仕組みへと発展させることを目指す。

これらの取組を通じて、本県製造業をはじめとする地域産業の競争力強化および新たな付加価値創出を担う理系・ものづくり人材の育成基盤を強化し、地域経済の持続的発展に資することを本事業の目的とする。

### 2 業務の名称

地域産業を支える次世代アントレプレナーシップ育成業務

### 3 業務の期間

令和8年6月 11 日(予定)から令和 9 年 2 月 26 日まで

### 4 作業場所等

委託業務実施に係る作業場所、使用機器および使用材料は、受託者で準備すること。

### 5 委託業務の内容

本事業の STEAM 教育とアントレプレナーシップ教育を担った小学校および中学校の教員育成プログラムの構築を目的として、以下の(1)～(7)の内容について、事業の効果を高められるよう工夫しながら実施すること。

#### (1)教員育成プログラムの開発

- ・最先端の研究・技術、知見等を活用し、児童生徒の探究心・創造性・課題解決力および起業家精神の育成につながる教員育成プログラムを設計すること。
- ・効果、効率性の高い手法を検討し、工夫して実施すること。
- ・カリキュラム(長期間プログラム)ではなく原則的には短期間のプログラムでの設計を検討すること。
- ・プログラムは教員が自由にアレンジ・展開できる柔軟性を持たせた設計を基本とし、発展的内容として活用可能な教材・指導案を含むこと。
- ・高額教材の有無により授業実施が限定される課題を踏まえ、機材が整わない学校でも、例えば教材を保有する施設での現地学習など代替可能な手法による提案を行うこと。

#### (2)開発した教育プログラムの利用促進

- ・開発プログラムの利用促進を行い研修に参加する際の設定、整理等を行う。
- ・教員研修の場を活用した実践的なプログラム紹介やデモンストレーションの実施計画を立案し、提案すること。
- ・特に、実践的研修の企画、実施計画の策定にあたっては、例えば県等の教育委員会との連携により、教員が集まる場での 30 分程度の研修などの実施可能性について、検討を深めること。

#### (3)開発したプログラムの広報および受講者増加に向けた試験的な施策の実施

- ・実施状況の記録、成果の可視化および課題の抽出を行うこと。
- ・実施・検証・改善のフィードバックサイクルを構築すること。

#### (4)成果の対外的な情報発信

各過程で取り組んだ内容や考え方、最終的な成果について整理を行い、成果冊子の作成や、A4 一枚程度の事例紹介(公開可能な事案に限る)の作成など、効果的な情報発信を行う。

#### (5) 自治体との連携

- ・必要に応じて、本事業に関心を有する自治体や、親和性の高い事業を実施している自治体と連携するなど、事業の効果が最大になるよう工夫しながら事業を行うこと。
- ・本事業においては、プログラムの開発および初期のマネジメントを主な対象とするが、将来的な事業の自走化に向けて、エバンジェリストの育成や教員や関係者へのプログラム普及方法について、例えば、教員同士のネットワーク構築、研修機会の活用、教材・指導案の共有・展開といった普及・運用支援策についての提言を期待する。

#### (6) その他

上記以外で、本業務実施のために必要な業務は、事業者決定後に発注者と受託者が協議の上決定する。

### 6 機密保持・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た一切の情報を開示または漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課の承認を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、この業務の実施に当たって取り扱う情報を適切に管理することを保証する履行体制を有していること。特に個人情報の保護に関しては、個人情報保護法をはじめ、関連法令、県の規則、およびガイドラインを遵守し、個人の権利利益を侵害しないよう必要な措置を講じること。
- (3) この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本業務の過程で得られた記録等を含む。）を本県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (4) 本業務の遂行のために県が提供した資料、データ等または県が指定した資料は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに県に返却すること。
- (5) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (6) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

### 7 その他留意事項

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、支払額を確定する。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となる。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類および領収書等の証拠書類が必要となる。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあるため、留意すること。
- (2) 成果物等の著作権は滋賀県に帰属するものとする。また、静止画、動画共に滋賀県が

二次使用する事があるものとする。

- (3) 成果物制作過程で生じる権利関係および第三者の著作権に関する利用承諾の処理は、受託者の責任および費用で適正に行うものとする。
- (4) 受注者は、契約締結後、速やかに発注者と業務の進め方などについて十分な打合せを行うとともに、進捗状況等の報告を適切に行うこととする。
- (5) 本事業の実施において、疑義が生じた場合は、発注者の担当者と協議し、その指示に従うものとする。
- (6) 発注者は、本業務の遂行に当たり、滋賀県内外の企業に係る必要な情報を可能な限り貸与する。
- (7) 受注者は、本仕様書の内容等について疑義が生じた場合、その都度、発注者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。
- (8) 発注者は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (9) その他業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、受注者は、発注者と協議し、その指示に従うこと。
- (10) 本事業でかかる経費(旅費、専門家謝金、印刷製本費等)は、委託料に含まれるものとする。また、疑義が生じるような経費の取扱いについては、事前に発注者と協議を行うこと。
- (11) 本事業を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、協議、了承を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (12) 電子データについては、全てウイルスチェック対策ソフトにより検査した上で提出すること。また、提出物がウイルスに感染していることにより、県または第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、信頼回復、原状回復およびその他賠償等について対応すること。

## 8 納入物

以下を記録した電子データ

- ・報告書(公表用)(20 ページ程度、PowerPoint 形式)
- ・事業内容を網羅的に収めた報告書(非公表用)(Word 形式)
- ・その他本事業の実施にあたって作成した資料

## 9 納入先

滋賀県 商工労働部 イノベーション推進課  
次世代産業創出係

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL:077-528-3601

E-mail: fd0003@pref.shiga.lg.jp